

代理人による印鑑登録の手続きについて

印鑑登録にご本人が来られない場合、代理人では即日の登録はできません！！

1回目の申請に必要なもの

※登録する印鑑(同一世帯内で他に登録されていないもの)

※代理人の印鑑(認印可)

※代理人選任届(下記参照)

※代理人の本人確認書類(運転免許証等の顔写真入りのもの)

上記のものを揃えた上で、代理人が申請します。
書類に不備がなければ受付をして、「照会書」をご本人宛に郵送します。
「照会書」記載中の有効期間を経過すると、登録が抹消されてしまいますので、ご注意ください。

2回目の申請に必要なもの

※郵送された「照会書」

→ご本人の署名及び登録印の押印、代理人の住所、氏名、押印があるもの

※代理人の本人確認書類(運転免許証等の顔写真入りのもの)

上記のものを持参してください。不備がなければ印鑑登録の手続きが完了し、印鑑登録証を交付します。
印鑑登録証を紛失された方が再度登録した場合は、登録証交付手数料500円をいただきます。

代理人選任届

(代理人) 住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

私は上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任します。

- ① 印鑑登録申請について
- ② 印鑑登録廃止届について
- ③ 印鑑登録証亡失届について

平成 年 月 日

長瀬町長 様

(委任者) 住 所 長瀬町大字

氏 名

登録印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号

※代理人選任届は**全ての欄を委任者ご本人が記入**して下さい。